

廃棄物減量等推進活動交付金の自治会交付金への統合について

1 目的

令和6年度より、市から自治会へ交付している2つの交付金（廃棄物減量等推進活動交付金と自治会交付金）を統合することで、自治会における交付金の使途の裁量を拡大し、自治会活動の活性化を支援しています。

また、統合に合わせ、年2回提出をお願いしていた廃棄物減量等推進活動定例連絡票を年1回（実績報告時）とし、自治会役員の事務手続きの負担軽減を図っています。

2 変更点

No.	変更後	変更前
1	収入支出収支予算（決算）書の収入欄に、 <u>自治会交付金の項目と金額を記載</u> する。	収入支出収支予算（決算）書の収入欄に、 <u>自治会交付金及び廃棄物減量等推進活動交付金の項目と金額を記載</u> する。
2	<u>自治会活動全般に充てる</u> ことができる。	廃棄物減量等推進活動交付金は、 <u>美化清掃や清掃道具等の衛生活動に係る支出に限る</u> 。
3	廃棄物減量等推進活動定例連絡票は、 <u>実績報告時の年1回提出</u> する。	廃棄物減量等推進活動定例連絡票は、 <u>上半期と下半期の年2回提出</u> する。